

じゅうようじこうせつめいしょ  
**重要事項説明書**

きょうどうせいかつえんじょじぎょう かいご ほうかつがた  
「**共同生活援助事業（介護サービス包括型）**」

えん みなみやすなが  
**（うぶみ苑グループホーム南安長）**

## 「共同生活援助事業（介護サービス包括型）」

本重要事項説明書は、共同生活援助事業（グループホームサービス）契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当施設は、利用者に対して共同生活援助事業（グループホームサービス）を提供します。当サービスの利用は、原則として共同生活援助（グループホームサービス）訓練等給付費の給付決定を受けた方が対象となります。

### 目次

1 事業主体の概要	2
2 ご利用施設	2
3 バックアップ施設の概要	2
4 施設設備の概要	3
5 職員の配置状況	3

6 当グループホームが提供するサービス・経費	4
7 苦情の受付について	5

## 1 事業主体の概要

名称	社会福祉法人 鳥取福祉会
所在地	鳥取県鳥取市市場2丁目1番地
電話番号	0857(51)7272
代表者氏名	理事長 松下 稔彦
設立年月	昭和53年 7月

## 2 ご利用施設

施設の種類	共同生活援助（介護サービス包括型） 平成15年4月1日指定
施設の目的	利用者に対し、共同生活を送る住居において、食事の提供、その他日常生活上の援助を行います。
施設の名 称	うぶみ苑グループホーム 南 安長
施設の所在地	鳥取県鳥取市 南 安長1丁目20-16
サービス管理責任者	福田 昌美

でんわばんごう 電話番号	0857 (21) 0633
かんりしや 管理者 (施設長)	たにぐち しんいち 谷口 伸一
しせつ うんえいほうしん 施設の運営方針	りようしやしゆたい うんえい めざ 利用者主体による運営を目指します。  かのう かぎ 可能な限りノーマルなライフスタイルをえられるようしえん 支援  おこな を行います。
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ び 平成3年7月1日
りようていじん 利用定員	にん 8人

### 3 バックアップ施設しせつ がいようの概要

めい しょう 名称	しょうがいふくし じぎょうしょ 障害福祉サービス事業所 うぶみ苑多機能型事業所
しょうざいち 所在地	とっとりけん とっとりしこやまちょうにし ちょうめ 鳥取県鳥取市湖山町西1丁目516-3
でんわばんごう 電話番号	0857 (28) 5741
だいひょうしやしめい 代表者氏名	しせつちょう たにぐち しんいち 施設長 谷口 伸一
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ 昭和55年1月

#### 4 施設設備の概要

(1) 当グループホームでは、下記の施設・設備をご利用いただくことができます。

施設設備の種類	室数	備考
居室	8室	全室約10,2㎡(6畳)
ダイニングキッチン	1室	25,90㎡(エアコン設置)(電磁調理器設置)
洗面室兼洗濯室	2室	洗面台2台 洗濯機2台
浴室	2室	1,85㎡(電気温水器)
トイレ	4室	洋式4個

#### (2) 施設・設備ご利用上の規則

当グループホームにおいて、施設や設備をご利用いただくにあたって以下の点にご

注意ください。

- ① 入浴の順番や、ごみ当番など皆さんで決めたことは食堂に掲示してあります。  
皆さんで決めた規則なので守るようにしましょう。
- ② 喫煙は指定の場所をお願いいたします。寝たばこは絶対おやめ下さい。
- ③ 居室において石油ストーブ等の使用はしないでください。
- ④ 共同生活ですので、他の方に迷惑のかかる行為等はしないでください。
- ⑤ ご不明な点は職員、世話人にお尋ねください。

## 5 支援員・世話人の配置状況

世話人	4人
担当支援員	3人

当グループホームでは、利用者に対して共同生活援助（グループホームサービス）

を提供する支援員として、上記の支援員・世話人を配置しています。

なお、支援員は、バックアップ施設（うぶみ苑多機能型施設）から必要に応じて派遣します。

## 6 当グループホームが提供するサービスと料金

当グループホームでは、利用者に対して以下のサービスを提供します。

○利用料の対象となるサービス

○別途料金を利用者にご負担いただくサービス

### (1) 利用料の対象となるサービス（契約書第2章、第3章）

以下のサービスについては、訓練等給付費が給付されます。事業者が法定代理受

領する場合には、利用者は、本人または身元引受人の負担能力に応じて市町村が定

めた金額を事業者にお支払いいただきます。

なお、法定代理受領を行わない場合（償還払いも含む）については、いったん全額

を事業者にお支払いいただきます。

\* 利用者に対する相談、助言

\* 食事の提供（朝、夕）

\* 健康管理・金銭管理の援助

\* 余暇活動の支援

\* 緊急時の対応

\* 職場等との連絡・調整等の日常生活に必要な援助

\* 入院時、帰省時の支援

## (2) 別途料金を利用者にご負担いただくサービス（実費）

\* レクリエーション等の本人必要経費

\* その他の特別な行事の本人の消費する経費

\* 居室の蛍光灯、歯ブラシ等、個人の消費に関するもの（日用品）は利用者本人の負担とします。

\* 食材料費（クリスマス等のイベント食の場合、材料費を別途集金します。）

\* 電話の使用については、私的利用通話料の実費をいただきます。

\* 居室のエアコン、カーテン、照明器具等の買い替えは原則として個人の負担とします。ただし、本人の経済状況に応じてその都度バックアップ施設と協議するものとします。

\* 所定の経費は経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相  
当な額に変更することがあります。

その場合、変更の内容と事由について変更を行う1箇月前までに説明します。

- \* 長期にわたり、入院等で部屋を利用しない場合であっても、利用契約中は家賃等をいただきます。

\* 利用負担額【共同生活援助サービス費】

1日あたりの料金	金額	備考
① 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (区分1)	1,620円	8人以上(95%)
(区分2)	1,780円	8人以上(95%)
(区分3)	2,820円	8人以上(95%)
② 帰宅時支援加算(イ)	1,870円	外泊期間が3日以上7日未満
帰宅時支援加算(ロ)	3,740円	外泊期間が7日以上
③ 入院時支援加算(イ)	5,610円	入院期間が3日以上7日未満
入院時支援加算(ロ)	11,220円	入院期間が7日以上
④ 長期入院時支援特別加算(イ)	1,220円	病院又は診療所を概ね週1回以上訪問し入院期間中の被服等の準備や相談連絡調整を行う
⑤ 長期帰宅時支援加算(イ)	400円	帰省に伴う家族等との連絡調整や交通機関の確保の支援
⑥ 夜間支援体制加算(Ⅲ)	100円	常時連絡体制又は防災体制を確保している
⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算	14.4%	

\* ①のうち、いずれか条件を満たすもの1つ

\* ②～⑤のうち、いずれか条件を満たすもの1つ

\* 利用者負担は要した費用の1割。



\*利用負担額【共同生活援助サービス費対象外】

対象に○を記入

こ う 項 目	き ん が く 額	び こ う 考
や 家 賃	18,000円 19,000円 20,000円 22,000円	きよしつ 居室の床面積による
こうねつすいひ 光熱水費	6,000円	こうねつすいひ 光熱水費
しょくざいりょうひ 食材料費	12,000円 18,000円	どにちりょう 土日利用なし  どにちりょう 土日利用あり
つうしんひ 通信費	750円	ワイ Wi-Fi使用料

## 7 苦情・虐待等の受付について

### (1) 苦情等の申立先

えんたきのうがたじぎょうしょ うぶみ苑多機能型事業所  くじょうそうだんまどぐち 苦情相談窓口	<p>まどぐちたんとうしゃ ふくだ まさみ なかむら あきこ ・窓口担当者 福田 昌美・中村 亜希子</p> <p>りょうじかん じ ふん じ ふん ・ご利用時間 8時30分から17時15分まで</p> <p>でんわばんごう ・電話番号 0857(28)5741</p> <p>たんとうしゃ ふざい ばあい じぎょうしょじむしょ もう で ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出くだ さい。</p>
---	--

第三者委員	きのしたしゅんじ 木下俊児	でんわばんごう 電話番号 0857(31)3581
		こやまにしちくこうみんかん 湖山西地区公民館
	はらだとくえ 原田徳恵	でんわばんごう 電話番号 0857(59)0585
		とっとりけんりつはくとようごがっこう 鳥取県立白兔養護学校
かくしちょうそんしえんひたんとうか 各市町村支援費担当課	すしちょうそんとあ ・お住まいの市町村にお問い合わせください。	
たくじょうまどぐち その他苦情窓口	しゃかいふくしほうじんとっとりふくしかいほんぶじむきょく ・社会福祉法人鳥取福祉会 本部事務局  でんわばんごう 電話番号 0857(51)7272  しゃかいふくしほうじんとっとりけんしゃかいふくしきょうぎかい ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会  とっとりけんふくしうんえいてきせいはいんかい 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会  でんわばんごう 電話番号 0857(59)6335	

## 8 ぎやくたいぼうし たいおう 虐待防止への対応

ぎやくたい ぼうし しん せいび たいさく けんとう いいんかい ていきてき かいさい  
虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、

けっか しょくいん しゅうちてついでい ぎやくたい ぼうし けんしゅう  
その結果について職員に周知徹底します。また、虐待の防止のための研修

ていきてき じっし ぎやくたい ぼうし たんとうしゃ せんてい  
を定期的に実施します。また、虐待の防止のための担当者を選定します。

とうじぎょうしょぎやくたい 当事業所虐待	ぎやくたいそうだんうけつたんとうしゃ ふくだまき まつしたともひろ ・虐待相談受付担当者 福田昌美・松下知宏
りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	りようじかん でんわばんごう ・ご利用時間 8:30~17:15 ・電話番号0857-28-5741

## 9 身体拘束等の適正化

やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。やむを得ない状況が

発生した場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由に

ついて記録します。

## 10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。その際、病院受診にかかる費用については、利用者にご負担していただきます。

また、サービスの提供にあたり当事業所の過失により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、当事業所がその損害を賠償します。

## 11 提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価を実施した場合、評価について公表します。

実施の有無	あり・ <b>なし</b>
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 12 事業継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を

継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続

計画を策定し、従業員に周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直し必要に応じて変更

を行います。

きょうどうせいかつえんじょ ていきょう さい ほんしよめん もとづきじゅうようじこう  
共同生活援助(グループホームサービス)の提供に際し、本書面に基づき重要事項

せつめい おこない けっか つぎ どうい ほんしよめん こうふ  
の説明を行いました結果、次のとおり同意をいただきましたので本書面を交付しました。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

しせつめい  
施設名

しゃかいふくしほうじんとっとりふくしかい えんたきのうがたじぎようしよ  
社会福祉法人鳥取福祉会うぶみ苑多機能型事業所

しよく めい  
職 名

し めい \_\_\_\_\_ いん  
氏 名 印

わたし ほんしよめん もと じょうき しょくいん じゅうようじこう せつめい う きょうどうせいかつえんじょ  
私は、本書面に基づいて上記の職員より重要事項の説明を受け、共同生活援助(グ

ループホームサービス)の提供開始に同意しました。

れいわ ねん がつ にち  
令和 年 月 日

りようしゃ  
利用者

じゅう しょ \_\_\_\_\_  
住 所

し めい \_\_\_\_\_ いん  
氏 名 印

みもとひきうけにん  
身元引受人

じゅう しょ \_\_\_\_\_  
住 所

し めい \_\_\_\_\_ いん  
氏 名 印